

口頭弁論要旨

原審原告 鶴本 圭子

「投票」

オバマ前大統領の演説に、よく出てくるフレーズがございます。

「Don't boo. Vote.」<sup>1</sup>「ブーイングは止めよう。投票しよう。」です。

原告が、“●●●の1票”にこだわる理由が、凝縮されている一言です。

民主主義は投票。そして多数決ルールです。

好む好まざるにかかわらず、日本は、憲法で、民主主義と国民主権を定めた国です。

本件裁判は、まず、潔く、この憲法を認めることから始まります。

代議制民主主義では、選挙は、主権者である私が、権利として、国政に対する影響力を行使できる“唯一”の機会です。

言い換えれば、私は、選挙でしか、国政に関する意思決定権を行使する機会がありません。国民にとって、「投票」、選挙が全てです。

代議制民主主義では、国会議員の頭数による 厳格な多数決 で立法が行われ、国会議員の頭数による 厳格な多数決 で選ばれた内閣総理大臣が、行政を仕切ります。

だからこそ、私を含め、国民は、自らの意思が、“国会で多数派”となり、国政に反映されるべく、選挙権を行使しています。選挙は、立候補者同士の戦いだけではありません。

<sup>1</sup> 2016年11月のノースカロライナ州。2016の大統領選挙フィラデルフィア  
<https://www.theguardian.com/us-news/2016/jul/28/dont-boo-vote-barack-obamas-2016-democratic-convention-speech-in-full>

ところが、私は、生まれて<sup>●●●</sup>一度も、憲法の保障する“全国民での等価値の1票”を投票できたことがありません。

日本に、国民主権、投票価値の平等を謳う憲法があるにも拘わらずです。

私の意思が、<sup>●●●●</sup>有権者の頭数では多数派となっても、選挙権が0.35票分しかないために、国会では多数派となりません。

この不条理が、選挙のたびに、繰り返されてきました。

国は、過疎地への配慮と主張しています。しかし、(資料2)<sup>2</sup>でお示ししたとおり、本件選挙で北海道の国民は、0.43票分しか投票できていません。

国にお尋ねします。利尻は過疎地ではないのでしょうか？

このような事実に基づかない主張は、この法廷に相応しくありません。

国の政策に反映させるために、弱者の声を含め、広く国民の意見を聞くのは、あくまで、<sup>●●●●</sup>議論の段階で、行われるべきものです。

国会議員を選ぶ段階で、主権者、一人一人の、1票の価値を歪めることによって実現することではありません。このようなことは極当たり前のことです。

## 「違憲」

国は、意図的に「1.99倍」の立法を繰り返し、乙10で示すとおり、今後その方針を改めるという意思表示もありません。

本件裁判でも、福井の国民が1票で、利尻の国民が0.43票であることの合理性について、具体的な立証は一切ございませんでしたので、本件選挙区割りには違憲です。

## 「違憲」は無効

そして、白線の外側に落ちたボールを「アウト」ではなく「アウト状態」といってポイントを有効にするような判決もまた、法が支配するこの法廷には相応し

---

<sup>2</sup> 本書に引用されている資料はいずれも平成29年6月28日付弁論要旨に添付された資料を指します。

くありません。

(資料9)でお示ししましたとおり、オーストリアの憲法裁判所は、昨年5月の大統領選挙について、「形式的なミス」があったとして、選挙無効判決を言い渡し、大統領選挙は、やり直しとなりました。

また、(資料10)でお示ししましたとおり、米国でも今年の5月に連邦最高裁が選挙区割りを違憲判断し、区割りのやり直しを命じています。

どの国でも、三権がお互いに牽制し合い、戦っています。

独裁を防ぐためです。

法の支配が機能しなければ、選挙で独裁は防げません。

## **民主主義は何もしなければなくなっていくもの**

市民なくして民主主義なしと言われますが、また、法律家なくして民主主義なしです。

本法廷では、既に、鬼丸裁判官、山本裁判官が1人1票の原則を明言されています。私はこのお二人の法律家の存在を、国民として大変誇りに思っております。

あと6名の裁判官が加われば1人1票判決です。

多くの国民が、投票権の侵害を回復し、国会議員に民主的正統性が生まれ、日本が、国民主権、民主主義、法の支配の国になります。

過ちては 改むるに 憚ることなかれ。(論語)

過ちは、正すことを拒否したとき、初めて過ちとなる。(英米故事)

戦後70年、今、私たち、原告、国、裁判所が共にすべきことは、民主主義を学び、自らの手で、民主国家をつくることです。

今、“これぞ、日本の正義である”と言う判決、つまり、1人1票判決を、示して下さい。

以上